

事 務 連 絡  
平成 26 年 10 月 20 日

各都道府県・指定都市・中核市  
子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

### 避難住民に関する特定の事務の告示の一部改正について

平素より子ども・子育て支援施策の推進、子ども・子育て支援新制度の施行準備にご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

標記について、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律（平成 23 年法律第 98 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、指定市町村から避難住民に関する特定の事務の届出があり、これを受けて、総務省より、平成 26 年 10 月 15 日付けで別添のとおり告示されました。

この告示により、子ども・子育て支援法の規定により市町村が処理することとされている事務のうち、以下記載の事務については、法第 6 条第 2 項の規定に基づき避難先団体が処理することとなります。

各都道府県におかれましては、管内市町村に御周知いただくとともに、各市町村で適切な運用がなされるよう適切なお配意をお願いいたします。

- ・市町村の支給認定事務（子ども・子育て支援法第 20 条）
- ・施設型給付費及び地域型保育給付費の支給事務（同法第 27 条及び第 29 条）
- ・特定地域型保育事業者の確認（同法第 43 条）
- ・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する市町村によるあっせん及び要請（同法第 42 条及び第 54 条）
- ・私立保育所にかかる委託費の支払等（同法附則第 6 条）

#### 【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL : 03-6257-1465（直通）

FAX : 03-3581-2521